

# 電気自動車等用充電機器の道路上での設置に 関するガイドライン

令和5年5月

国土交通省道路局

1 はじめに .....	1
2 安全な構造、設置場所等の考え方 .....	2
2.1 充電スペースの標準的な構造、設置場所 .....	2
2.2 充電スペースの構造、設置場所に係る留意事項 .....	4
2.3 充電スペースの構造等以外の留意事項 .....	7
3 道路占用許可手続き .....	9
3.1 占用希望者が競合する可能性のある場合における占用者の選定 .....	9
3.2 道路占用の取扱い .....	9
3.3 道路占用許可の審査基準 .....	11
3.4 施工 .....	11
3.5 維持管理・運用 .....	12
4 その他留意事項 .....	16

# 1 はじめに

電気自動車等用の充電機器の利用形態としては、電気自動車等の保管場所で充電する基礎充電、移動の経路上（高速道路の SA/PA、道の駅、コンビニ等）で充電する経路充電、移動先の目的地（宿泊施設、レジャー施設、商業施設、飲食店等）で充電する目的地充電の三つに分けられる。

電気自動車等の普及に当たっては、基礎充電と目的地充電の普及が重要であるが、目的地までの走行距離が長い場合も想定し、経路充電の充電機器の設置も進めていく必要がある。経路充電は路外駐車場等を活用して確保していくことが基本であるが、都市部等の路外の充電機器が不足している地域においては、道路区域内に占用で設置することも想定される。

本ガイドラインでは、電気自動車等用充電機器<sup>※1</sup>（以下、「充電機器」という。）の道路区域内での設置のうち、一般交通に対する影響に留意が必要な車道に近接した場所に充電機器を設置する場合<sup>※2</sup>において、道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項に基づく道路占用許可申請等の審査をする際に、道路管理者が参考とする事項を示す。設置に当たっては、自動車、自転車、歩行者等の各主体の安全かつ円滑な交通を確保することを前提とし、また、本ガイドラインで対象とする充電機器は、道路上の長時間の駐停車を避けるため、「急速充電」に対応した充電機器とする。

なお、本ガイドラインは、現時点における状況を踏まえ策定するものであり、今後の社会状況や技術動向、電気自動車等の普及状況等に応じ、必要に応じて見直していくものとする。

---

※1 本ガイドラインでは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車にケーブルを用いて充電するための機器を指す。

※2 自動車 1 台を駐車させるための駐車スペースを示す。

## 2 安全な構造、設置場所等の考え方

充電スペース<sup>※3</sup>の構造や設置については、道路区域外での設置も含め検討するとともに、占用者が次の各項目に留意し、現地の交通状況等に合わせた交通規制の必要性については警察と調整を図ることとする。なお、駐車規制のない道路に充電機器を設置しようとする場合についても、警察と調整を図ることとする。

また、本ガイドラインに掲載のある内容は、あくまでも標準的な考え方を示したものであるため、具体的取組の検討にあたっては、地域の課題やニーズ、交通状況等を十分に踏まえる必要がある。

### 2.1 充電スペースの標準的な構造、設置場所

#### (1) 単基設置の場合

- ・ 歩道等（歩道又は自転車歩行者道）と車道が分離されている道路において、窪んだスペースを充電スペースとして設置し、充電スペースで充電している車両（以下、「充電車両」という。）のドアの開閉が走行車両（自転車等の軽車両を含む）の通行の支障とならないよう駐車枠を設置する。

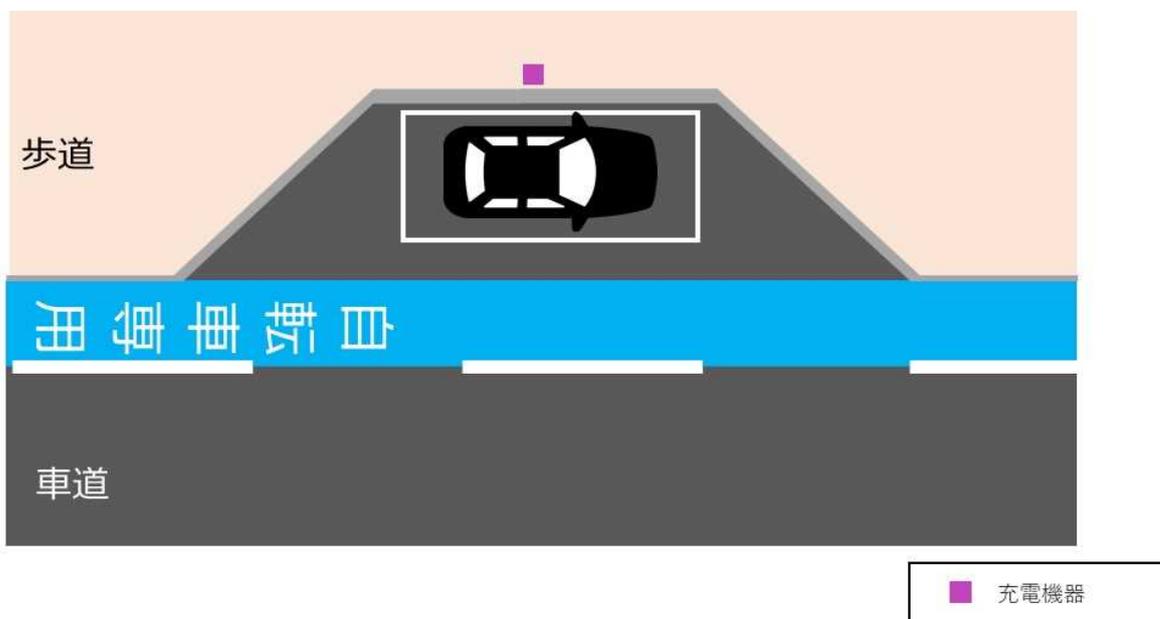


図 1 単基設置のイメージ（自転車専用通行帯がある場合）

<sup>※3</sup> 充電スペース：駐車枠を含む充電機器設置スペース

## (2) 複数基設置の場合

- ・充電機器を一基でなく複数基設置する場合。

※充電機器一基から複数口を設置するケースもある

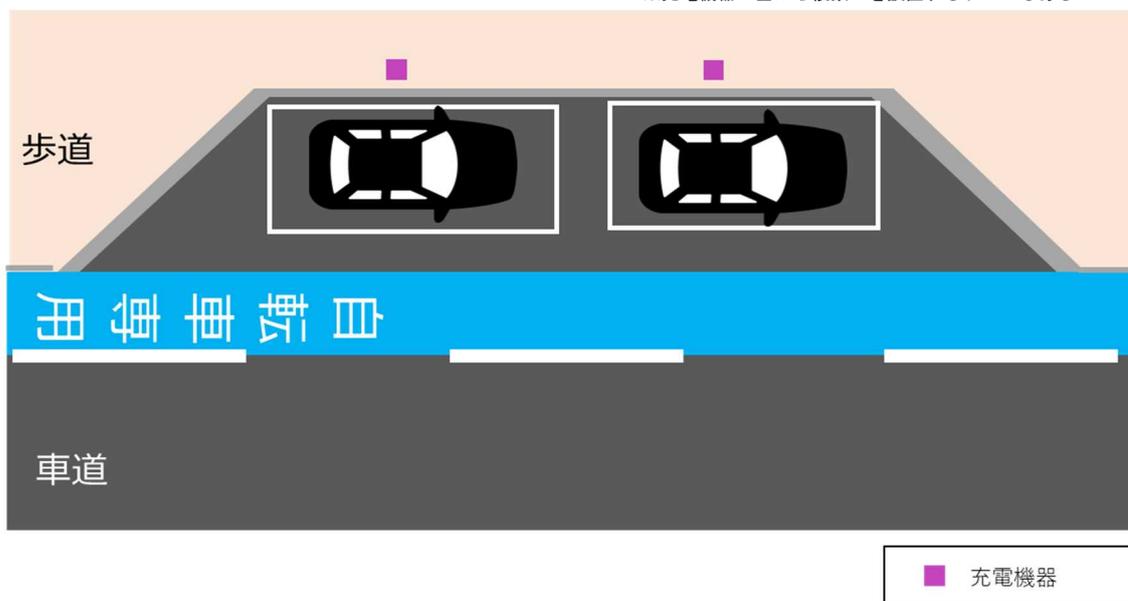


図 2 複数基設置のイメージ（自転車専用通行帯がある場合）

## 2.2 充電スペースの構造、設置場所に係る留意事項

### (1) 駐車枠の幅や位置等

- ・ 駐車枠を路面に設置すること。駐車枠の幅や位置等については、警察と調整を図ること。
- ・ 駐車枠の幅は、利用を想定している車両の最大幅を基準に設定すること。また、充電に要するコネクタ接続時の幅を考慮すること。
- ・ 充電口の位置に合わせて、車両が駐車枠の中で前後に駐車位置を合わせられるよう、充電スペースを確保すること。
- ・ 駐車枠の位置は、充電車両が車道にはみ出さないようにするとともに、充電車両のドアの開閉が走行車両（自転車等の軽車両を含む）の通行の支障とならないようにすること。
- ・ 複数基設置する場合は、複数の充電車両の円滑な入退出が可能となるような駐車枠や充電スペースの大きさを確保すること。

### (2) 充電機器の配置

- ・ 障害者等を含む多くの人が歩道等を安全かつ円滑に通行できるよう、道路移動等円滑化基準に定める歩道等の有効幅員を確保するとともに、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年3月国土交通省道路局策定（令和4年6月一部改定））」を参照すること。
- ・ 歩行者や走行車両（自転車等の軽車両を含む）の通行の支障の原因にならないような電源・電線・充電ケーブル等の配置とし、現地の状況を踏まえ必要に応じて埋設すること。
- ・ 充電車両と走行車両（自転車等の軽車両を含む）が接触しないよう留意し、走行車両（自転車等の軽車両を含む）の走行位置との離隔を十分にとり、法定外表示や看板等により適切な注意喚起などを行うこと。
- ・ 充電機器の利用状況や時間帯に応じた道路の状況を想定し、安全な配置を検討すること。
- ・ 充電機器のメンテナンスのための十分なスペースを確保できない場所は充電スペースの設置を避けること。

### (3) 事故防止の観点

- ・ 充電車両により走行車両（自転車等の軽車両を含む）の視認性を阻害する場所は充電スペースの設置を避けること。
- ・ 縦断線形、平面線形に留意し、坂の上やカーブ等の走行車両（自転車等の軽車両を含む）の見通しが悪い場所は充電スペースの設置を避けること。
- ・ 入退出時の危険を避けるため、充電車両が走行車両（自転車等の軽車両を含む）から見えなくなる場所は充電スペースの設置を避けること。
- ・ 自動車と歩行者等の間の視線を遮る危険性があるため、交差点や横断歩道の近くに充電スペースを設置しないこと。
- ・ 走行車両（自転車等の軽車両を含む）の動線を考慮し、充電車両との接触を避けるため、衝突事故を予防できる場所になっていることに留意すること。
- ・ 充電車両が駐車枠に駐車することができ、本線の交通を妨げることなく安全に流出及び流入できるよう、充電スペースの前後には適切なすりつけ長を確保すること。
- ・ 充電スペースへの入退出時や充電車両の運転手等の乗降時において、走行車両（自転車等の軽車両を含む）との動線の錯綜が起きる可能性があることから、現地の交通状況や道路状況等を踏まえ、両者に注意を促す看板の設置など、交通安全対策を行うこと。
- ・ 充電機器や看板等の工作物を設置する際は、既存の道路標識等の視認性を妨げないこと。
- ・ 交通安全のため、周辺の交通状況や交通規制に係る警察との協議等に応じて、車両乗入れ部の縁端構造に準じた縁石の設置、充電スペースの着色等の適切な工夫を行うこと。なお、着色を行う場合においては、自転車専用通行帯など他の空間と混同する色彩は避けるとともに景観に関する条例などに配慮すること。

#### (4) 沿道の状況への配慮

- ・建物への出入り口を塞ぐような、アクセスを阻害する場所は充電スペースの設置を避けること。

#### (5) 各種法令、計画等との整合

- ・駐車枠等の設置に関しては、駐車場法や道路交通法、消防法等の該当する法令等の規定に従うこと。
- ・充電機器を設置することで、歩行者利便増進道路制度<sup>※4</sup>等の道路の利活用や「自転車活用推進計画（令和3年5月閣議決定）」等に基づく自転車活用に支障の生じる可能性がないか、当該計画等との整合に留意すること。
- ・自転車ネットワークの計画など当該区間における道路整備・利用の計画との整合を十分に図ること。また、検討時点において、該当計画が無い場合であっても、歩行者や自転車等の通行空間をはじめとする当該区間の将来的な道路整備・利用の支障とならないよう、関係者との調整を図ること。
- ・「自転車活用推進計画（令和3年5月閣議決定）」において、自転車通行空間の確保の観点から「利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進する。」とされていることに留意すること。

#### (6) 地域の駐車需要等との整合

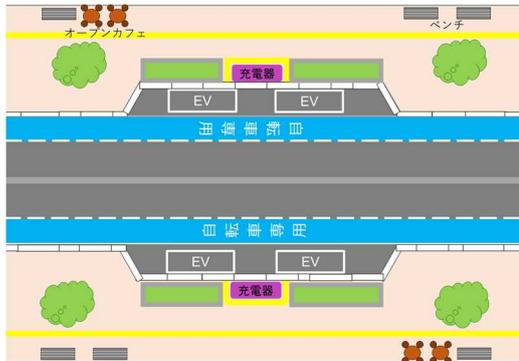
- ・道路法に規定される自動車駐車場（路上駐車施設）は、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る観点からその整備が求められる場合において、道路管理者が道路附属物として整備するものであり、自動車駐車場（路上駐車施設）に駐車場の機能を残したまま、充電機器を併設する場合は想定されるが、その場合、地域の駐車需要等、当初の設置目的への影響を考慮すること。

---

<sup>※4</sup> 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度（国土交通省道路局 HP：<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>）

<参考：道路空間の再編との連携>

道路ネットワークや都市計画の見直しなど、道路空間の構築・再編と合わせ、歩行者利便増進道路制度の活用等により、道路空間への多様なニーズに応える取組が各地で進められており、地域のニーズ等も踏まえ、道路管理者と占有者が連携し、充電機器を設置する場合も想定される。



参考図1 車道の一部を転用し歩行空間と充電機器の設置を行ったイメージ



参考図2 道路空間への多様なニーズを踏まえた活用イメージ  
(2040年、道路の景色が変わる(令和2年度))

## 2.3 充電スペースの構造等以外の留意事項

### (1) 案内サインの設置

ドライバーが迷わず安全に充電スペースに到着でき、他の道路利用者にも充電スペースの存在が分かるよう、また、目的外の駐車を抑制するため、屋外広告物条例等の関係法令との整合性に留意しつつ、充電スペースの設置場所を示す案内サイン<sup>※5※6</sup>を設置すること。

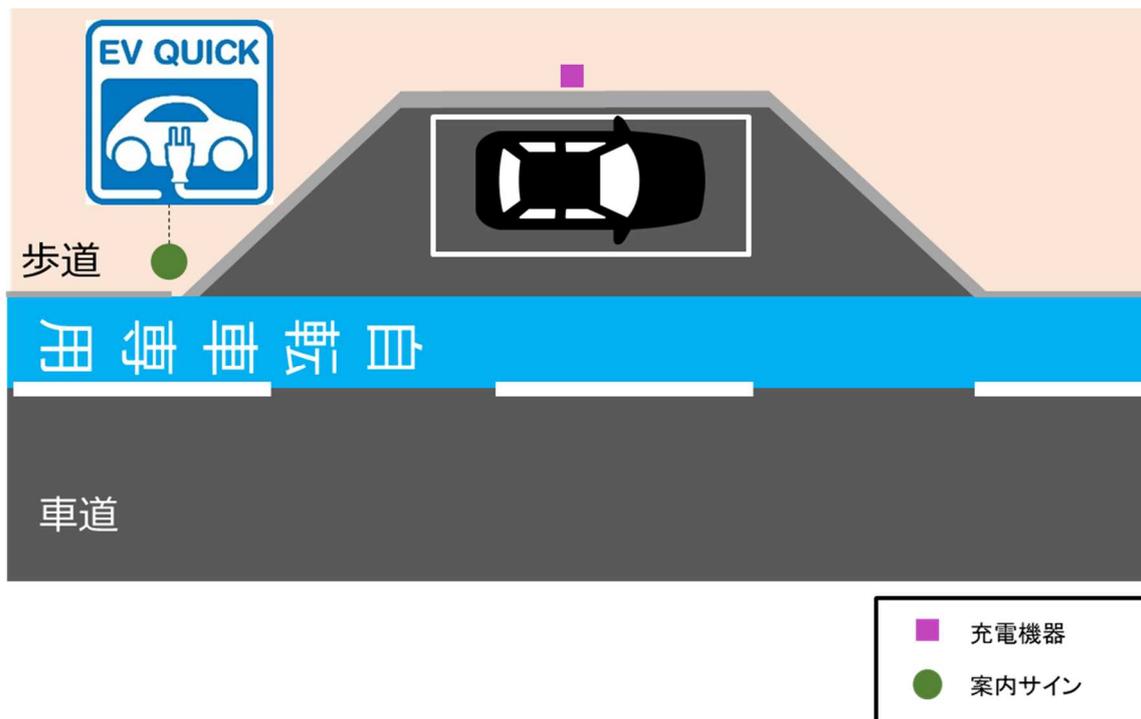


図 3 案内サインの設置イメージ

### (2) 利用者への配慮

バリアフリー対応として、関係業界団体の定める手引書<sup>※7</sup>や「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」（令和4年3月国土交通省道路局策定（令和4年6月一部改定））を参考とし、検討すること。

また、充電機器の利用環境が分かるようウェブサイトに写真等の情報を掲載する等、利用者への配慮を促すこと。

### (3) 充電待ちの抑制

周辺の充電環境や実態等を踏まえ、充電待ちによる混雑の発生が懸念される場合、必要に応じて、複数の充電口の設置や、充電待ちに対する注意喚起の看板の設置、充電の利用状況や充電の予約確認ができる仕組みを用いる等、占有者において、充電待ちによる渋滞が発生しないような対策の実施に努めること。

### (4) 占有希望者への協力

占有希望者は設置を希望する道路の情報が限られていることから、道路管理者は求めに応じて、設置候補地に関する道路の情報提供を適宜行う等、占有希望者への協力を努めること。

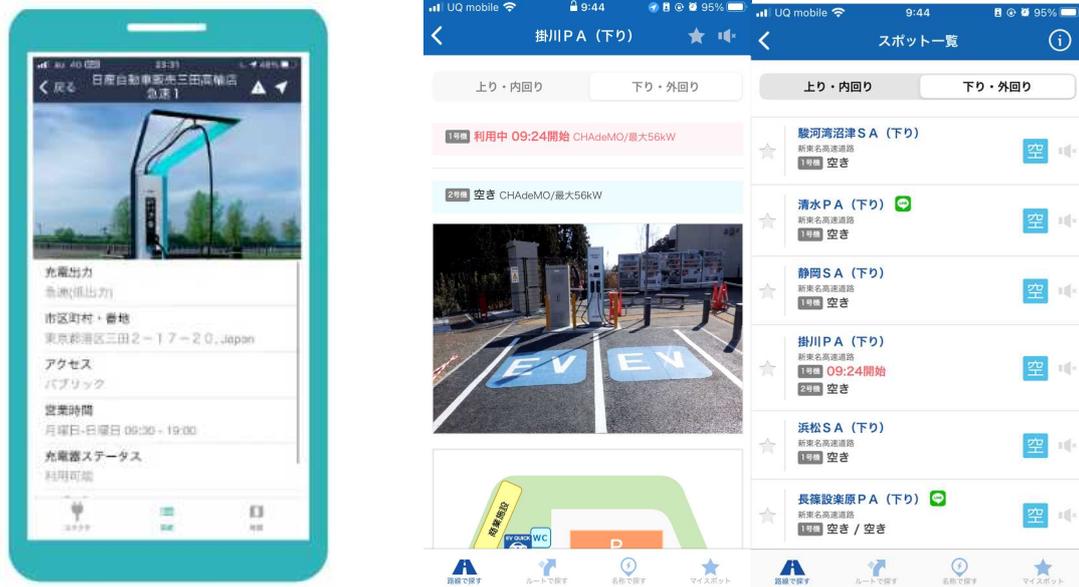
※5 標識や地図に表示するピクトグラムは、規格化された JIS Z8210 とすることが一般的である。公共充電スポットについては、JIS Z8210 に無いことから、全国レベルの統一化を図る観点で、現時点で一般的に使用されている、「CHARGING POINT」（東京電力㈱ 登録商標）のピクトグラムを使用することが望ましい。

※6 ピクトグラムの使用に際しては、東京電力ホールディングス㈱のホームページに記載されている「CHARGING POINT」の使用条件等を確認し、適切にピクトグラムを使用すること。

※7 電気自動車用急速充電機器の設置・運用に関する手引書（令和4年1月、CHAdeMO 協議会）には、注意事項の掲示や充電器機故障時の対応、ユニバーサルデザインの採用など、占有者が取り組むべき、利用者への配慮事項が記載されている。  
[https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI\\_R4.pdf](https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI_R4.pdf)

### <参考：利用状況等を確認できるアプリ>

充電機器の現在の利用状況を確認できるアプリについては、事業者等が運用しているものが公表されている。



参考図3 利用状況の確認

(左：e-Mobility Power アプリ (満空情報あり))

(右：高速充電ナビ (高速道路のみ、満空情報あり))

### 3 道路占用許可手続き

「2 安全な構造、設置場所等の考え方」を踏まえ、以下において、事業者等により充電機器の設置にかかる道路占用許可申請がなされた場合における、道路管理者の審査手続きや具体的な審査基準等を記載する。

#### 3.1 占用希望者が競合する可能性のある場合における占用者の選定

道路管理者は、道路上の充電機器の設置可能場所において、占用希望者が競合する可能性がある場合については、占用入札をすることにより、占用者を選定することが考えられる。

道路管理者が、占用入札を行う場合は、以下の手続きフローの示すところにより実施すること。入札占用指針の作成において、その認定の有効期間は、道路法第 39 条の 2 第 4 項において 20 年を超えない期間で定めることとしているが、充電機器の標準的な耐用期間も踏まえて入札占用指針を定めることが考えられる。

なお、その他の一般的な占用入札にかかる手続きの詳細については、国土交通省のウェブサイト<sup>※8</sup>を参考にすること。

#### 【手続きフロー】

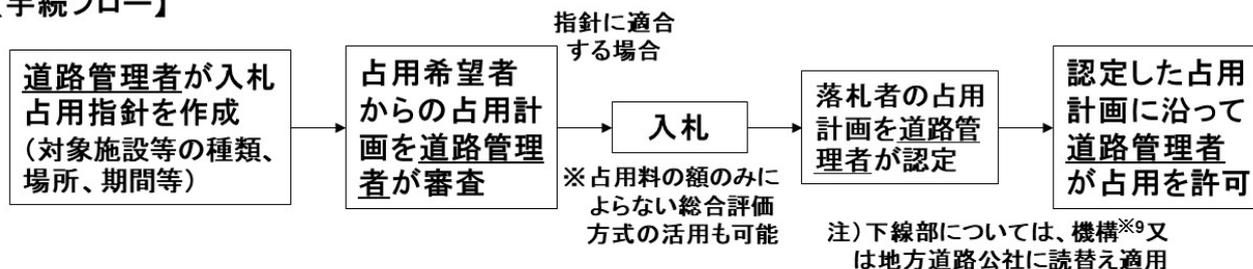


図 4 占用入札の手続きフロー

#### 3.2 道路占用の取扱い

##### (1) 充電機器の道路占用の取扱い

充電機器については、「規制・制度改革に係る方針」に基づく道路占用許可事務の取扱いの周知について（平成 23 年 12 月 21 日付け事務連絡）」の定めるところにより、道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」に該当するものとして取扱うこととしているところ、同法第 33 条第 1 項に定めるいわゆる無余地性の原則が適用されるほか、道路法施行令第 10 条に定める一般工作物等の占用の場所の基準、占用の期間、工作物の構造、及び工事実施の方法にかかる政令基準等に適合する必要がある。

なお、同原則に関しては、「電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて（平成 27 年 2 月 2 日付け事務連絡）」に定めるところにより、以下事項を考慮することとされている。

- ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電機器の利用者にとって不便な場所である場合は、道路区域外に余地があるとは言えないこと。
- ・道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電機器の設置が困難となる場合は、道路区域外に余地があるとは言えないこと。

<sup>※8</sup> 道路占用制度（国土交通省道路局 HP：<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/01.html>）

<sup>※9</sup> 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

## (2) 道路占用対象

道路占用の対象は以下に示す①～⑧の充電機器等を含む範囲の他、駐車枠を加えた範囲が基本となることが想定される。

一方で、必要に応じて交通規制との調整が必要となることから、道路管理者は、警察との調整状況を占有希望者に確認すること。

### ・標準的な道路占用対象

- ①充電機器（基礎を含む）
- ②充電スペース
- ③保守用スペース（占有者が、保守点検のために排他的に利用する場所に限る。）
- ④地下管路
- ⑤地下電線
- ⑥受電設備（分電盤等）
- ⑦案内サイン
- ⑧上屋

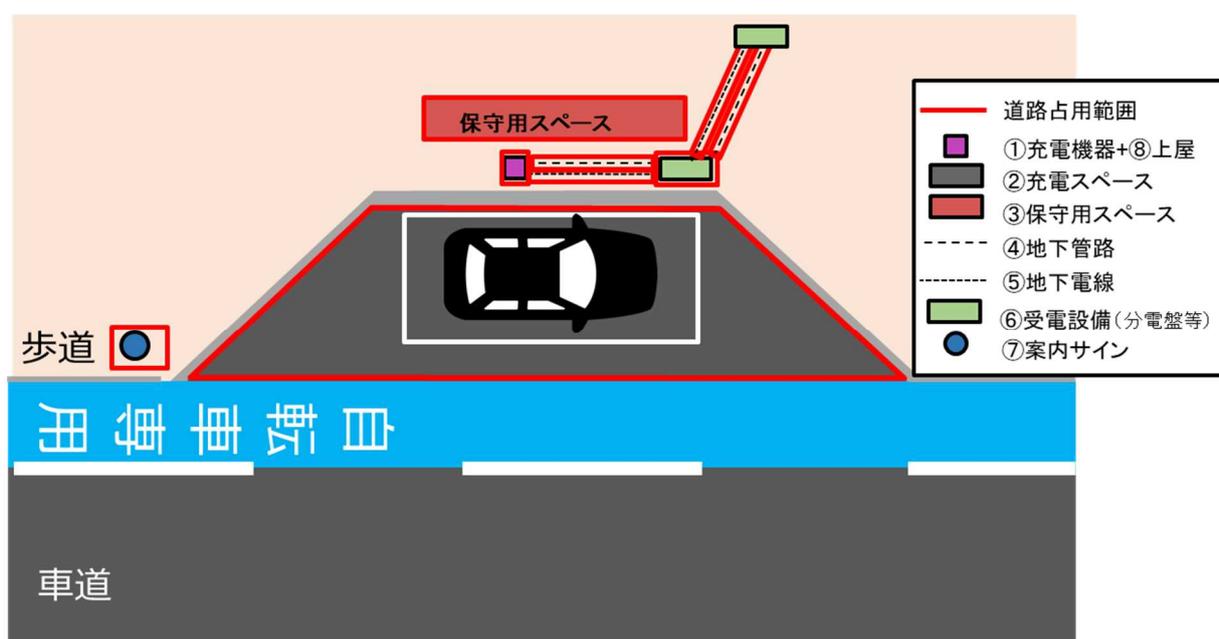


図 5 標準的な道路占用対象

## (3) 道路占用料についての取扱い

「規制・制度改革に係る方針」に基づく道路占用許可事務の取扱いの周知について（平成 23 年 12 月 21 日付け事務連絡）」より、電気自動車等のための充電機器等の道路占用の取扱いについては、「道路法第 32 条第 1 項第 1 号の「その他これらに類する工作物」に該当するものとして取扱うこと」とされている。

例えば、直轄国道においては、道路法施行令別表（第 19 条関係）に定めるところにより、道路法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物のうち、「その他のもの」は第 1 級地で 3,400 円／占有面積 $\text{m}^2$ ・年と定めている。

この点、充電機器等の占用料については、道路法施行令第 7 条第 2 号に定める太陽光発電設備及び風力発電設備と同様に、カーボンニュートラルの推進に資するものの、営利性を有する事業に用いられるものであるため、占用料の免除をするものではないが、占有区域以外の清掃等道路維持管理への協力が行われる場合にあっては、政令及び規則で定める額に 10% を乗じて得た額とすることが考えられる。

なお、道路法第 39 条の 5 第 1 項の認定を受けた入札占有計画に従って設置された入札対象

施設等の占用料の額は、地方公共団体が条例で定める額を減額した額にかかわらず、認定の有効期間中一律に、認定計画提出者が占用入札において申し出た額とすることを原則とする。

#### (4) 道路占用における営利活動についての取扱い

道路占用許可の判断にあたっては、道路法令等に定める基準の他、一般原則（公共性の原則、計画性の原則、安全性の原則）を十分に考慮しなければならないとされており、営利目的のための占用については、公共性の原則に照らして限定的に解されている。

この点、充電機器等は、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない範囲において、道路の通行者又は利用者の利便の増進等を図るために設置されると考えられるため、一定の公共性を有するものである。

### 3.3 道路占用許可の審査基準

道路占用許可の判断にあたっては、「2 安全な構造、設置場所等の考え方」及び「3.1 占用希望者が競合する可能性のある場合における占用者の選定」、「3.2 道路占用の取扱い」の記載内容を踏まえて、以下の点を考慮して行うこと。

#### (1) 占用対象物件の構造、設置場所

「2 安全な構造、設置場所等の考え方」によること。

#### (2) 占用主体

・充電機器等の占用主体は、充電機器等の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができる者と認められる者である必要がある。

また、充電機器等の占用により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなる場合は、道路管理上必要となる点検等を適確に行うことができる者であることが必要である。

・道路管理者は、道路占用許可申請を行った事業者が、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないことを確認すること。

#### (3) 占用許可の条件

一般的な条件の他、必要に応じて、次に掲げる条件を附すこととする。

・道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。

・また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

・占用物件の点検等の維持管理、運用に関すること（詳細は、「3.5 維持管理・運用」を参照）。

#### (4) 占用の期間

充電機器等の占用の期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

#### (5) その他

占用許可を得て設置する充電機器等は、公共の用に供されるものである必要があるため、特定少数の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般の利用者を対象としたものであること。このことについて、道路管理者は、占用者が作成する事業計画書等により確認すること。

### 3.4 施工

設置・施工は、原則、占用者が道路法第32条第1項又は第3項の許可を得て行う工事により、自己の負担で実施する。道路管理者は、占用者に対し、以下の点に留意して施工を実施させること。

- ・関係法令及び条例の規定、及び関係業界団体の定める手引書<sup>※10</sup>等に従い、占有者に施工を行わせること。
- ・特に、施工にあたっては、地域住民や周辺環境に影響が出ないように防災、環境保全、及び景観保全を考慮し適切な措置を講ずるよう努めることを占有者に対して求めること。

### 3.5 維持管理・運用

点検等の維持管理・運用は、占有者が実施する。道路管理者は、道路占用許可の条件として、以下の(1)～(4)を附すことが考えられる。

#### (1) 保守点検に関する計画及び実施

占有者は、関係業界団体の定める手引書<sup>※10</sup>等の記載を参考に日常点検と、必要に応じ電気主任技術者の定期点検を行う必要がある。

#### (2) 周辺環境への配慮

占有者は、周辺環境に配慮して充電機器等を維持管理する必要がある。

- ・占有物件や占有場所の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全など、道路占用許可を出す際に示した対策を、計画どおり適切に実施すること。
- ・防災、環境保全及び景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然環境、及び近隣への配慮を行うように努めること。

#### (3) トラブル・故障発生時に求められる対処

占有者は、以下のトラブル・故障発生時の対応について、実施する必要がある。

- ・災害等および飛び石などによる充電機器等の破損や第三者、及び道路を通行する自動車への被害をもたらす恐れのある事象、その他充電機器等の異常が発生した場合には、直ちに状況を確認すること。また、現地での対応が必要な場合は、速やかに現地を確認し、被害の拡大防止など必要な措置を行うこと。
- ・緊急時連絡体制表を作成し、道路管理者に提出すること。緊急時連絡体制表に変更があれば直ちに道路管理者に報告をすること。
- ・長時間の駐車等の利用トラブルが生じた際に、対応を行うこと。
- ・充電機器等に故障等の不具合が発生した場合に備えて、充電機器等の近くに連絡先を記載するなど、利用者が連絡を取ることができる措置を講じること。

#### (4) 道路占用の終了及び原状回復

占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、原則として、占有者は充電機器等の占有物件はすべて撤去し、道路を原状に回復しなければならない。

ただし、占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、道路管理者が、引き続き充電機器等の占有物件の設置を認める場合には、占有希望者は、改めて占用許可の手続を行う必要がある。この場合において、それまでの占有主体とは異なる者が占有することとなった場合、従来の占有主体に対し原状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

<sup>※10</sup> 例えば、電気自動車用急速充電機器の設置・運用に関する手引書（令和4年1月、CHAdEMO協議会）  
[https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI\\_R4.pdf](https://www.chademo.com/wp2016/pdf/japan/TEBIKI_R4.pdf)

表 道路占用許可の審査基準、許可条件等の例

<p>占用対象 物件の構 造、設置 場所</p>	<p>全般</p>	<p>道路区域外での設置も含め検討しているか確認するとともに、現地の交通状況等に合わせた交通規制の必要性については警察と調整を図っているか。なお、駐車規制のない道路に充電機器を設置しようとする場合についても、警察と調整を図っているか。</p>
		<p>地域の課題やニーズ、交通状況等を十分に踏まえているか。</p>
		<p>歩道等（歩道又は自転車歩行者道）と車道が分離されている道路において、窪んだスペースを充電スペースとして設置し、充電車両のドアの開閉が走行車両（自転車等の軽車両を含む）の通行の支障とならないよう駐車枠が設置されているか。</p>
	<p>駐車枠の幅や位置等</p>	<p>駐車枠を路面に設置しているか。駐車枠の幅や位置等については、警察と調整を図っているか。</p>
		<p>駐車枠の幅は、利用を想定している車両の最大幅を基準に設定しているか。また、充電に要するコネクタ接続時の幅を考慮しているか。</p>
		<p>充電口の位置に合わせて、車両が駐車枠の中で前後に駐車位置を合わせられるよう、充電スペースを確保しているか。</p>
		<p>駐車枠の位置は、充電車両が車道にはみ出さないようにするとともに、充電車両のドアの開閉が走行車両（自転車等の軽車両を含む）の通行の支障とならないようにしているか。</p>
	<p>充電機器の配置</p>	<p>複数基設置する場合は、複数の充電車両の円滑な入退出が可能となるような駐車枠や充電スペースの大きさを確保しているか。</p>
		<p>障害者等を含む多くの人が歩道等を安全かつ円滑に通行できるよう、道路移動等円滑化基準に定める歩道等の有効幅員を確保するとともに、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン（令和4年3月国土交通省道路局策定（令和4年6月一部改定）」を参照しているか。</p>
		<p>歩行者や走行車両（自転車等の軽車両を含む）の通行の支障の原因にならないような電源・電線・充電ケーブル等の配置とし、現地の状況を踏まえ必要に応じて埋設しているか。</p>
		<p>充電車両と走行車両（自転車等の軽車両を含む）が接触しないよう留意し、走行車両（自転車等の軽車両を含む）の走行位置との離隔を十分にとり、法定外表示や看板等により適切な注意喚起などを行っているか。</p>
		<p>充電機器の利用状況や時間帯に応じた道路の状況を想定し、安全な配置を検討しているか。</p>
	<p>事故防止の観点</p>	<p>充電機器のメンテナンスのための十分なスペースを確保できない場所は充電スペースの設置を避けているか。</p>
		<p>充電車両により走行車両（自転車等の軽車両を含む）の視認性を阻害する場所は充電スペースの設置を避けているか。</p>
		<p>縦断線形、平面線形に留意し、坂の上やカーブ等の走行車両（自転車等の軽車両を含む）の見通しが悪い場所は充電スペースの設置を避けているか。</p>
<p>入退出時の危険を避けるため、充電車両が走行車両（自転車等の軽車両を含む）から見えなくなる場所は充電スペースの設置を避けているか。</p>		
<p>自動車と歩行者等の間の視線を遮る危険性があるため、交差点や横断歩道の近くに充電スペースを設置していないか。</p>		
<p>走行車両（自転車等の軽車両を含む）の動線を考慮し、充電車両との接触を避けるため、衝突事故を予防できる場所になっているか。</p>		
<p>充電車両が駐車枠に駐車することができ、本線の交通を妨げることなく安全に流出及び流入できるよう、充電スペースの前後には適切なすりつけ長を確保しているか。</p>		
<p>充電スペースへの入退出時や充電車両の運転手等の乗降時において、走行車両（自転車等の軽車両を含む）との動線の錯綜が起きる可能性があることから、現地の交通状況や道路状況等を踏まえ、両者に注意を促す看板の設置など、交通安全対策を行っているか。</p>		
<p>充電機器や看板等の工作物を設置する際は、既存の道路標識等の視認性を妨げていないか。</p>		
<p>交通安全のため、周辺の交通状況や交通規制に係る警察との協議等に応じて、車両乗入れ部の縁端構造に準じた縁石の設置、充電スペースの着色等の適切な工夫を行うこと。なお、着色を行う場合においては、自転車専用通行帯など他の空間と混同する色彩は避けるとともに景観に関する条例などに配慮しているか。</p>		

	沿道の状況への配慮	建物への出入り口を塞ぐような、アクセスを阻害する場所を避けているか。
	各種法令、計画等との整合	駐車枠等の設置に関しては、駐車場法や道路交通法、消防法等の該当する法令等の規定に従っているか。
		充電機器を設置することで、歩行者利便増進道路制度等の道路の利活用や「自転車活用推進計画（令和3年5月閣議決定）」等に基づく自転車活用に支障の生じる可能性がないか、当該計画等との整合を図っているか。
		自転車ネットワークの計画など当該区間における道路整備・利用の計画との整合を十分に図り、検討時点において、該当計画が無い場合であっても、歩行者や自転車等の通行空間をはじめとする当該区間の将来的な道路整備・利用の支障とならないよう、関係者との調整を図っているか。
	地域の駐車需要等との整合	道路法に規定される自動車駐車場（路上駐車施設）は、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る観点からその整備が求められる場合において、道路管理者が道路附属物として整備するものであり、自動車駐車場（路上駐車施設）に駐車場の機能を残したまま、充電機器を併設する場合が想定されるが、その場合、地域の駐車需要等、当初の設置目的への影響を考慮しているか。
	案内サインの設置	ドライバーが迷わず安全に充電スペースに到着でき、他の道路利用者にも充電スペースの存在が分かるよう、また、目的外の駐車を抑制するため、屋外広告物条例等の関係法令との整合に留意しつつ、充電スペースの設置場所を示す案内サインを設置しているか。
	利用者への配慮	バリアフリー対応として、関係業界団体の定める手引書や「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」（令和4年3月国土交通省道路局策定（令和4年6月一部改定））を参考とし、検討しているか。
充電機器の利用環境が分かるようウェブサイトに写真等の情報を掲載する等、利用者への配慮を促しているか。		
充電待ちの抑制	周辺の充電環境や実態等を踏まえ、充電待ちによる混雑の発生が懸念される場合、必要に応じて、複数の充電口の設置や、充電待ちに対する注意喚起の看板の設置、充電の利用状況や充電の予約確認ができる仕組みを用いる等、占有者において、充電待ちによる渋滞が発生しないような対策の実施に努めているか。	
占有主体	充電機器等の占有主体は、充電機器等の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占有物件を適確に管理することができるか。	
	充電機器等の占有により、道路の点検等を道路管理者が行いにくくなる場合は、道路管理上必要となる点検等を適確に行うことができるか。	
	暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないか。	
支障移転対応義務	道路に関する工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者が負担することを条件としているか。	
	災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担することを条件としているか。	
サービス類型	占有許可を得て設置する充電機器等は、公共の用に供されるものである必要があるため、特定少数の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般の利用者を対象として提供されるものであるか。	
施工	関係法令及び条例の規定、関連ガイドラインに従った施工となっているか。	
	設計・施工にあたっては、地域住民や周辺環境に影響が出ないように防災、環境保全、景観保全を考慮し適切な措置を講ずるよう努めているか。	

維持管理・運用	保守点検に関する計画及び実施	占有者は、関係業界団体の定める手引書等の記載を参考に日常点検と、必要に応じ電気主任技術者の定期点検を行っているか。
	周辺環境への配慮	占有物件や占有場所の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全など、道路占有許可を出す際に示した対策を、計画どおり適切に実施しているか。
		防災、環境保全、及び景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然環境、及び近隣への配慮を行うように努めているか。
	トラブル・故障発生時に求められる対処	災害等および飛び石などによる充電機器等の破損や第三者、及び道路を通行する自動車への被害をもたらす恐れのある事象、その他充電機器等の異常が発生した場合には、直ちに状況を確認できる体制となっているか。また、現地での対応が必要な場合は、速やかに現地を確認し、被害の拡大防止など必要な措置を行える体制となっているか。
		緊急時連絡体制表を作成し、道路管理者に提出すること。緊急時連絡体制表に変更があれば直ちに道路管理者に報告をすることになっているか。
		長時間の駐車等の利用トラブルが生じた際に、対応を行えるか。
		充電機器に故障等の不具合が発生した場合に備えて、充電機器近くに連絡先を記載するなど、利用者が連絡を取ることができる措置を講じているか。
道路占有の終了及び原状回復	占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、原則として、充電機器等の占有物件はすべて撤去し、道路を原状に回復することを条件としているか。	
	それまでの占有主体とは異なる者が占有することとなった場合、従来の占有主体に対し現状回復方法や物件の引き継ぎ等を行うことになっているか。	

#### 4 その他留意事項

占有物件の安全確認にあたっては、申請者又は道路占有者に必要以上の書類の提出を要求するなど、申請者又は道路占有者に過度な負担をかけることのないよう、厳に留意するものとする。